

大阪医科薬科大学オープンアクセスポリシー

令和5年2月1日

(趣旨)

1. 大阪医科薬科大学（以下「本学」という。）は、本学に在籍する教職員によって得られた教育・研究・診療の成果物を学内外へ無償で公開することにより、本学の学術研究の発展に資するとともに、社会に対する貢献を果たすことを目的として、オープンアクセスポリシー（以下「本ポリシー」という。）を定める。

(研究成果の公開)

2. 本学は、出版社、学会、本学が発行した学術雑誌等に掲載された本学教職員の研究成果物を「大阪医科薬科大学リポジトリ」（以下「リポジトリ」という。）により公開する。ただし、研究成果の著作権は、本学に移転しない。

(適用の例外)

3. リポジトリでのオープンアクセス化を行う場合において、著作権等のやむを得ない理由により公開が不適切である場合、本学は当該研究成果を公開しない。

(適用の不遡及)

4. 本ポリシー施行以前に出版された研究成果や、本ポリシー施行以前に本ポリシーと相反する契約を締結した研究成果には、本ポリシーは適応されない。

(研究成果の提供)

5. リポジトリに関わる事項は、「大阪医科薬科大学リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。

(改廃)

6. 本ポリシーの改廃は、本部図書館運営委員会及び薬学図書委員会並びに学部間協議会の議を経て、学長が行う。

(附則)

本ポリシーは令和5年2月1日から実施する。